

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成24年3月9日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 豊栄ショッピングセンター
所在地 新潟市北区葛塚字巳高入1262番地
設置者 株式会社原信
株式会社コメリ
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 荷さばき施設の位置
 - ・荷さばき施設dの新設
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - (2) 廃棄物等の保管施設の位置
 - ・廃棄物保管施設aの移設
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更を予定する年月日
平成24年11月2日（ただし、軽微変更と認められた場合はその日以降）
- 4 変更しようとする理由
原信棟の店舗施設が一部変更になるため
- 5 届出年月日
平成24年3月1日
- 6 縦覧場所
新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市北区役所産業振興課
- 7 縦覧期間
平成24年3月9日から平成24年7月9日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp